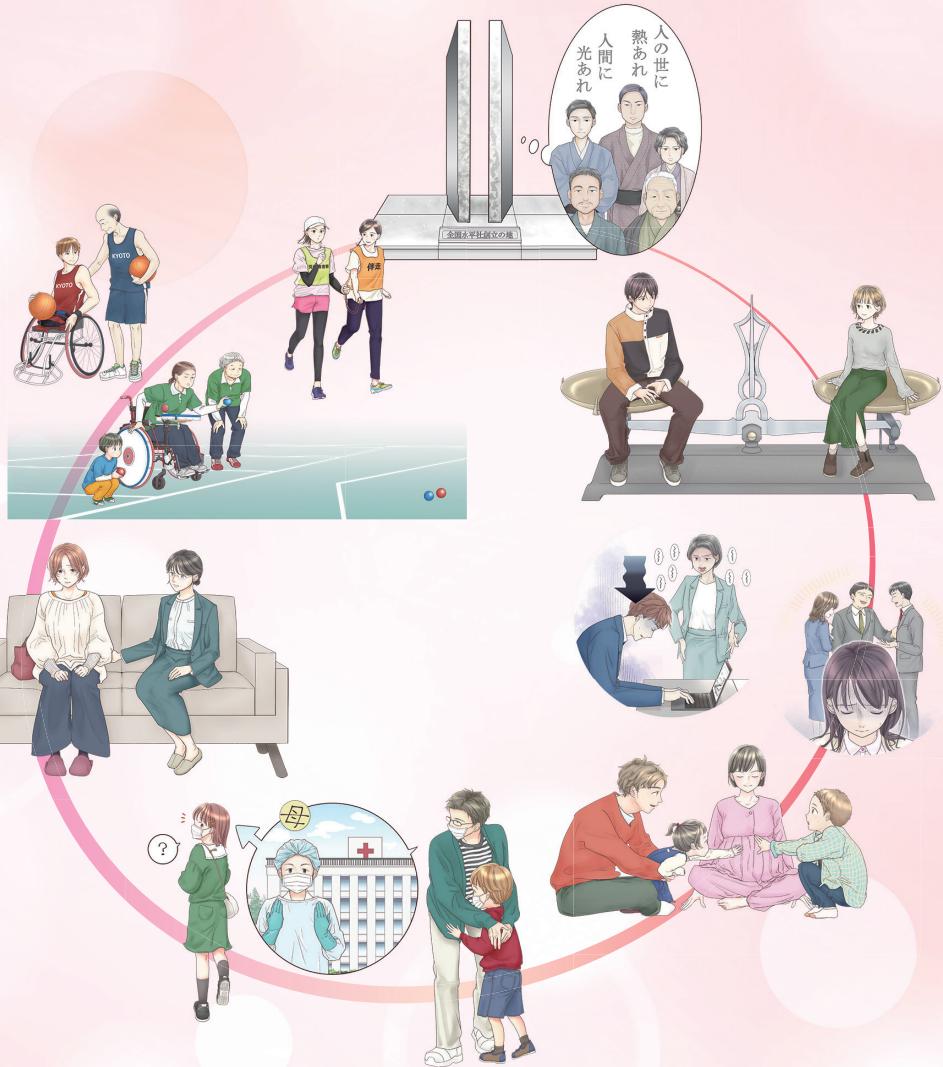


# 人権口コミ講座24



京都人権啓発推進会議

# 人権口コミ講座24

---

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2022(令和4)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」を基にして作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

---

## 人権口コミ講座24 もくじ

### VOL.1 水平社宣言から100年

(公財)世界人権問題研究センター研究員

手島 一雄

[1]

### VOL.2 ジェンダー平等について

大阪芸術大学客員准教授  
法学者

谷口 真由美

[3]

### VOL.3 パワーハラスメント防止対策について

弁護士  
里内友貴子

[5]

### VOL.4 性教育と人権(家庭で伝える性教育) 「子どもから信頼される おとなになるため」

“人間と性”教育研究協議会幹事  
元京都教育大学教授

関口 久志

[7]

VOL.3

VOL.4

VOL.5

VOL.6

VOL.7

### 感染症に関する 差別・偏見をやめよう

(公財)世界人権問題研究センター理事長  
神戸大学名誉教授

坂元 茂樹

[9]

### VOL.6 犯罪被害者等における人権

武庫川女子大学准教授  
社会福祉士・精神保健福祉士

大岡 由佳

[11]

### VOL.7 パラスポーツと共生社会

立命館大学産業社会学部教授

金山 千広

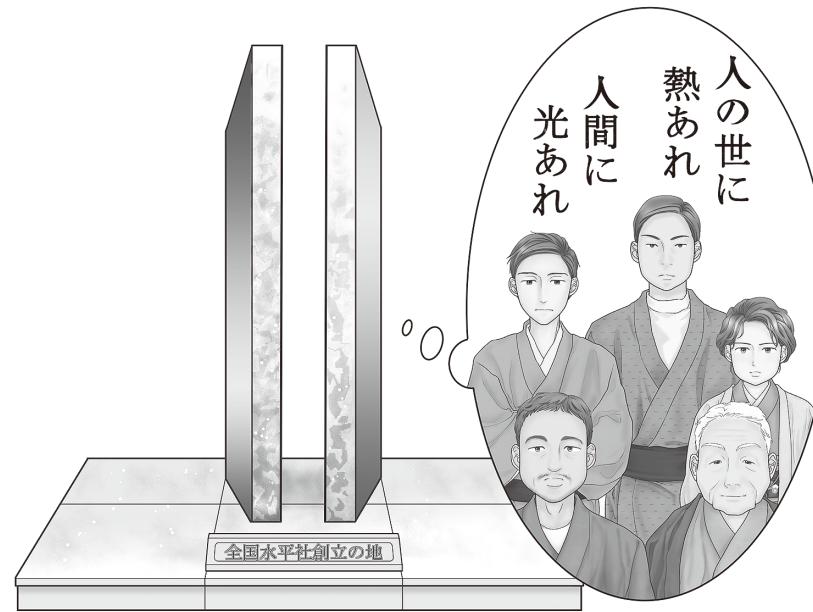
[13]

(公財)世界人権問題研究センター 研究員 手島 一雄

部落差別からの解放を掲げ、全国水平社の創立大会（1922年3月）が開催され、2022年は100周年でした。大会で決議された水平社「宣言」は、今読んでなお私たちの心に響いてきます。それは宣言が、人間の尊厳とは何かということに深く切り込んでいるからでしょう。

1871（明治4）年の解放令によつて、身分・職業が「平民同様」とされたことで、死牛馬の無償取得権を失い、下級警察役からも排除されるなど、部落の人々の生活の窮屈化を招き、貧困、不衛生など部落の地域のスラム化が進みました。そうした状況から、部落が経済生活で周囲に追いつくべきだとする部落改善運動や、政府や社会は差別される部落を“同情してやるべきだ”とする同情融和運動が展開されました。

水平社宣言は、これら従来の運動は、人の価値序列を前提としており、かえつて自ら生まれや祖先を卑下するという人間「冒涜」を生じ、部落民の自卑感情を増幅させたと



批判し、「吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せん」とする集団運動を起こしました。

日本国憲法にも記される「個人の尊重」について、人の思いや願いをそのまま尊いと見る感覚が私たちにどれだけ育っているでしょうか。性的マイノリティの人々は子どもを産まないからダメだと平気で語られたり、やまゆり事件の言葉など、それらは一部の人々の問題ではなく、厳しい競争社会で、人を「生産性」や「できる・できない」で切つてしまふ風潮が強くなつてることと密接に関連しているのではないかでしょうか。

水平社宣言は、「吾々がエタである事を誇り得る時が来た」と唱え、漢字表記「穢多」（「穢れ多き」という価値の押しつけ）ではなく、カタカナ書きを用いて、自らと祖先の顕彰を果たしました。「ケモノの皮剥ぐ報酬」として様々な侮蔑を受けてきましたが、「なほ誇り得る人間の血は、

涸れずにあるた」「吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であった」というのです。思いの根底は、まさしく「自由、平等の渴仰」でしょう。

自己肯定感がいかに大切かということを宣言は教えてくれます。子どものいじめで「○△(人の名)菌が移る」などの行為がありますが、「穢れ」を根拠に接触忌避を行つたかつての部落差別と共通する点は多く、そのような「いじめ」が無くならない背景に、子どもの自己肯定感の低さが影響しているといわれています。「どうせダメだから…」という屈折感が自分より下の者を作つて一種の安心感を得るということです。自己肯定感の揺らぎは、子どもだけでなく、長い不況のもと繰り広げられる競争下での大人社会自体の問題というべきでしよう。

宣言は、「人の世の冷たさ」を実感してきた我々は、「心から人生の熱と光を願求礼讃する」「人の世に熱あれ、人に光あれ」と結んでいます。水平社が求めた社会、人のあり方は、今まさに私たちに問われている内容であると思われてなりません。

法学者／大阪芸術大学客員准教授 谷口真由美

まずジェンダーとは何か、ということからですが、私は日常で、たいていは無自覚に「性」の決まりにしばられています。「性」を表現するとき、ジェンダー（社会的・言語的性別）、セックス（生物学的な性別）、セクシュアリティ（性的指向）という言葉を使うのですが、この区分自体も、それほどかちりと固まっているわけではなく、指標のようなものともいえます。読者の皆さんはここまで読んで、ちょっと何を言っているのかわからない、という状態になるのではないかと思いますが、このなかの「ジェンダー」の平等について少し考えてみましょう。

日本国憲法は、日本における「最高法規」です。つまり、日本国憲法より強い法、いうなればルールは日本には存在しません。その日本国憲法は、性による差別を禁止しています。大日本帝国憲法のときは、性による差別は禁止されていませんでしたし、そのもとで使われていた民法では、家父長制というものがありました。例えば、女性は結婚す

るまでは父親の、結婚してからは夫の所有物でしたから、女性自身が自分の人生を決めることが、契約の能力などがあつたわけではありません。誰かの「許可」がないと、何もできなかつたのです。その名残は、夫のことを「主人」と呼び、妻のことを「家内」や「嫁」と呼ぶ言葉からも読みとけます。夫と妻の関係が、主と従、外と内だつたということです。

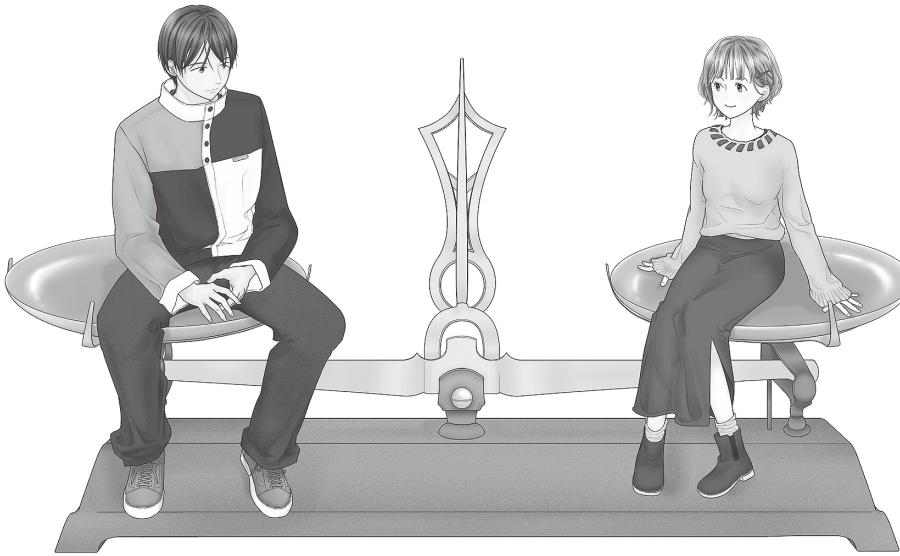
そういえば、最近のことですが、女子学生と話をしているときに「結婚してからも、働くことを許してくれる男性と結婚したい」という言葉が飛び出しました。女子学生が働くことに、いったい誰の許しが必要というのでしょうか？無意識のうちに、そういう言葉が出てくるというのは、家庭や学校、アニメやドラマや友人同士の話の中で、まだまだ日常的にこのような昔の「家族」が出てくるということではないでしょうか。

それでいえば、法事は長男がするということも、まだよ

く耳にします。大日本帝国憲法下では、親からの財産などの相続は長男のみでしたから、祭祀や法事なども責任がそれに伴うということでした。現在は、兄弟姉妹は均等に相続しますので、長男だけに何かの責任があつたり、特権があつたりするのは、法的にはおかしいということになります。

ことほどさよう、1947年に日本国憲法が施行され今年で75年ですが、いまだに大日本帝国憲法下の制度で生きているかのような人が、まだまだおられるということです。社会や法や制度が変わつても、一番変化が遅いのは人々のなかにある無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）なのかもしれません。

昨今は、女性差別なんでもうないじゃないか！という声もよく耳にします。それなら、なぜ世界経済フォーラムという組織が発表するジェンダー・ギャップ指数で、2022年は146か国中116位だったのでしょうか。先進国で男女平等が最下位というだけでなく、世界的にも低いままです。



# パワーハラスメント防止対策について

弁護士 里内友貴子

2022年4月から改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）が、中小企業にも適用され、パワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました。

パワーハラスメント（パワーハラ）という言葉は、日常用語としてもよく耳にしますが、パワーハラスメント法上のパワーハラは、「職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの」となっています。具体的には、厚労省が公開している「あかるい職場応援団」のサイトで、様々なパワーハラ事例が紹介されています。

パワーハラ防止に取り組む中で、時には、「スバルタで教育しないと一人前にはならない」「自分たちが新人の頃はもっと厳しい指導に耐えてきた」等不満が出ることがあります。しかし、個人としての尊厳や人格を不当に傷つ

ける言動は「教育」「指導」とは言えないこと、そして法改正をふまえパワーハラ問題が引き起こす当事者や所属組織に及ぶリスクが増大していることを説明し、既存の価値観のアップデートを促す必要があります。他方で、「権利ばかり主張する者がでてくるのではないか」「パワーハラと言わることもあるでしょう。しかし、本来行うべきマネジメントや指導等がなされなければ、成長の機会を逸し、組織も機能不全に陥りますから、これまで集積してきたパワーハラの該当性に関する判例を参考に、なすべきマネジメント・指導は躊躇することがないよう促す必要があります。

パワーハラの原因は、法的知識の不足に限らず、コミュニケーションのスキル不足に起因する場合もあります。その場合は、例えば「アンガーマネジメント」という怒りの感情と付き合う方法論や、「アサーション」という自分も相手は躊躇することがないよう促す必要があります。

手も大切にする自己表現のスキル等を習得するといった個々のコミュニケーション能力の向上を図ることが有用です。また、マネジメントや指導に時間が割けない、心身を休めることができない等、職場全体に時間的・精神的に余裕がないことに起因する場合もあります。その場合は、働き方改革に取り組むことが有用です。

昨今、多くの職場で価値観や人間関係の多様化が進んでいます。それは大歓迎されるべきことですが、裏返せば、それぞれのメンバーが自分の中に、他者とは異なる「こうあるべきだ」「普通こうだ」といった「無意識の偏ったモノの見方」というものを有しているということです。それが決めつけや押しつけとなつて表れる、パワーハラの背景になることが懸念されます。「言つたからわかるだろう」ではなく、「わかるように伝える」という伝える側の努力・工夫がますます求められるでしょう。

ハラスメント問題に煩わされることなく、誰もがその能力を存分に發揮できること、さらには多様性が対話を通じて活きる環境が、全ての職場で整備されることを願っています。



## 性教育と人権（家庭で伝える性教育） ～子どもから信頼されるおとなになるために～

“人間と性”教育研究協議会幹事

元京都教育大学教授

関口 久志

人間にとつて、学ぶことは重要な権利です。ではみなさ

ん、性の面でも子どもたちへ自信を持つて学びを提供でき  
ますか。わかっているけど「できない」「避けてきた」とい  
う方がほとんどではないでしょうか。例えば「赤ちゃんは  
どうしてできるの？」と子どもから訊かれて、困った経験  
や自分自身が子どものときにしつかり答えてもらえないなかつ  
た経験は多いと思います。その原因は、おとな自身がまと  
もに性を学ぶ機会がなかったためです。この機に「学んで  
ないから話せない」という負の連鎖を断ち切りましょう。

そのための家庭での性の学びを紹介します。  
性の学びは、人権を基盤に幸せな人間関係（社会）を築  
くためにあります。そのためにはまず「性を肯定する」こ  
とです。大切な人権としてポジティブに話しましょう。次  
に「性を科学で見る」ことです。真実に即してウソなく話  
しましょう。最後に「性の多様性を尊重する」ことです。  
幸せの形は100人いれば100通り、性も同じで個々の

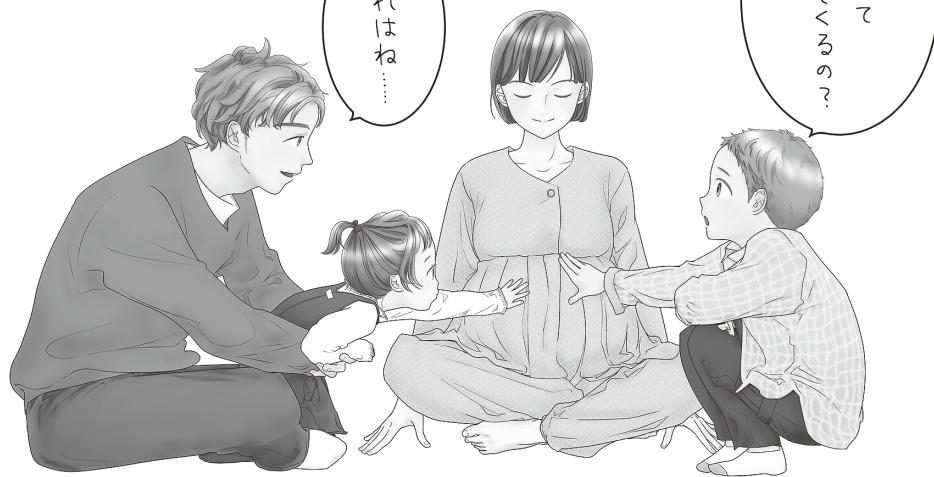
違いを尊重しましょう。

先入観のない幼児期から家庭で学ぶメリットは、「大事  
な自分・からだ・性」と認識できて、自分も他の子も大切  
にできることです。そして、何より話してくれた親やおと  
なを性の相談相手と信頼できることで、トラブル防止や悩  
み解決につながります。怒ったり、ごまかしたりすると  
「性のことはタブーで話せないんだ」と思ってしまいます。  
「恥ずかしい」「汚い」等のネガティブな言葉も避けましょう。  
自信がなくとも安心してください。教えるのではなく  
「共に学ぶ」姿勢でのぞみましょう。絵本や動画を一緒に  
見て「大事なことをいつしょに知ることができてよかったです  
ね。何でも話し合おうね」と伝えると、むしろ知識の詰め  
込みより信頼が深まり効果が大きいです。

世界をみると、ユネスコなどが共同作成した性教育指針  
『国際セクシュアリティ教育ガイドライン』（以下「ガイドラン  
ス」）が普及して、幼児期からの包括的性教育が実施され  
ています。この「包括的性教育」とは全年齢、全場面、全  
人間関係（社会）での総合的な性の学びのことです。『ガイ  
ダンス』では、その目的を、「人権とジェンダー平等、性  
の多様性を尊重し、子どもや若者が健康で安全で生産的な  
生活を送ることができるようすること」としています。

日本では「寝た子を起こす」と性教育を誤解する言葉もあ  
りますが『ガイドランス』のデータでは「初めての性的関係に  
慎重になり、無防備な性行動を減らす。意図しない妊娠と  
性感染症を減らす。ジェンダー平等の認識を高め、性暴力  
を防ぐ」という効果が実証されて、『ガイドランス』の学びに  
より、性はより慎重に、より安全になることがわかつてい  
ます。日本でも性暴力被害防止のための「生命（いのち）の  
安全教育」が次年度より全学校で実施予定ですが、まだ『ガイ  
ダンス』は普及していません。そのため、家庭での性の  
学びがより重要になっています。「一人の100歩より  
100人の1歩」が大事です。子どもたちの幸せのため一  
歩を踏み出しましょう。

学びに役立つサイト  
“人間と性”教育研究協議会ホームページ



# 感染症に関する差別・偏見をやめよう

(公財)世界人権問題研究センター理事長／神戸大学名誉教授 坂元 茂樹

坂元 茂樹

新型コロナの大流行は公衆衛生上の緊急事態であると同時に、経済的危機であり、また人権の危機でもありました。

新型コロナウイルスの蔓延は、この病気が感染症であることから、社会不安を増大させ、感染者や医療従事者だけではなく、その家族に対しても不当な差別や誹謗中傷、ハラスメントなどを生じさせました。人は誰でも病気にかかります。ある病気にかかったからといって、人は差別されてしまうらしいし、排斥されてしまはず。

関西では、クラスターが発生した病院に匿名で「人殺し」

「火をつけるぞ」という電話や、陽性者を出した大学に60本の電話やメールで謝罪要求が、また感染者の個人情報のインターネットへの書き込みや感染者一家が転居を余儀なくされる、という事例が発生しました。

こうした差別事象が起ころる背景には、個人的心理的プロセスと日本に顕著な同調圧力が強いという文化的土壤があります。日本は、集団の中の多数派が、少数派に対して同

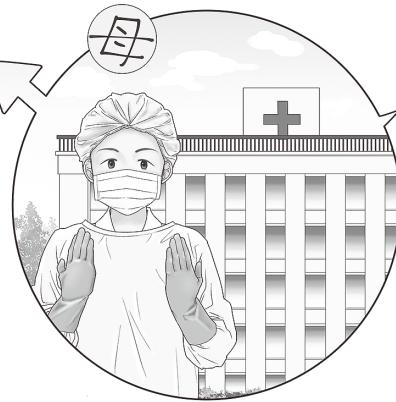
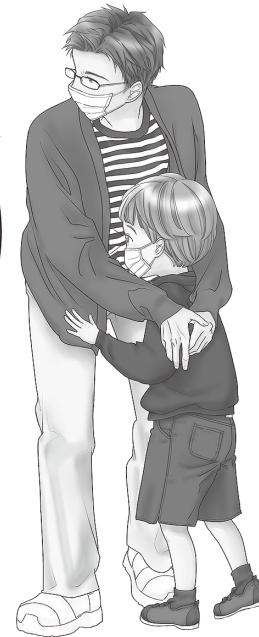
じ行動をするよう暗黙のうちに強制する同調圧力が非常に強い国です。

心理的プロセスとは、眼にみえないウイルスに感染する危険を恐れるあまり、可視化された存在である感染者や医療従事者を脅威と捉え、これを嫌悪し、排除し、拒絶するという個人の心理と行動であります。また、同調圧力とは、非常時に、他の人たちが政府の方針に従っているか、一人ひとりが見張るべきである、という意識や行動であります。

この同調圧力は、良くにも悪くにも働きます。良い面は、最初の緊急事態の際に、日本政府の外出自粛の要請や外出時のマスクの着用、密集・密閉・密接の三密を避けるようにとの要請に対し、日本国民が積極的にこれに応じた点です。100年前のスペイン風邪流行時に際しての政府によるマスク着用と手洗い・うがいの励行の呼びかけが学校教育を通じて日本国民に定着し、今に生かされています。

かつて日本はハンセン病を怖れるあまり、ハンセン病の感染力が比較的弱く、隔離の必要がないにもかかわらず、また治療薬が開発されたにもかかわらず、強制隔離を約90年間も続けてきた負の歴史をもっています。また、昭和4(1929)年に全国に無らい県運動が広がり、国民総動員的なハンセン病患者の絶対隔離の推進運動が起こりました。われわれはそうした過ちを繰り返してはいけません。

新型コロナはたしかに厄介な病気ですが、われわれが恐れるべきはウイルスであって、人ではありません。ウイルスに感染した人や感染していた人を差別してはいけません。正しい知識をもって、正しく恐れる必要があります。わたしたちがつくりたいのは、互いを思いやる社会です。ウイルスを恐れるあまり、人を思いやるというごく当たり前の人の間性が失われてしまわないようにする必要があります。

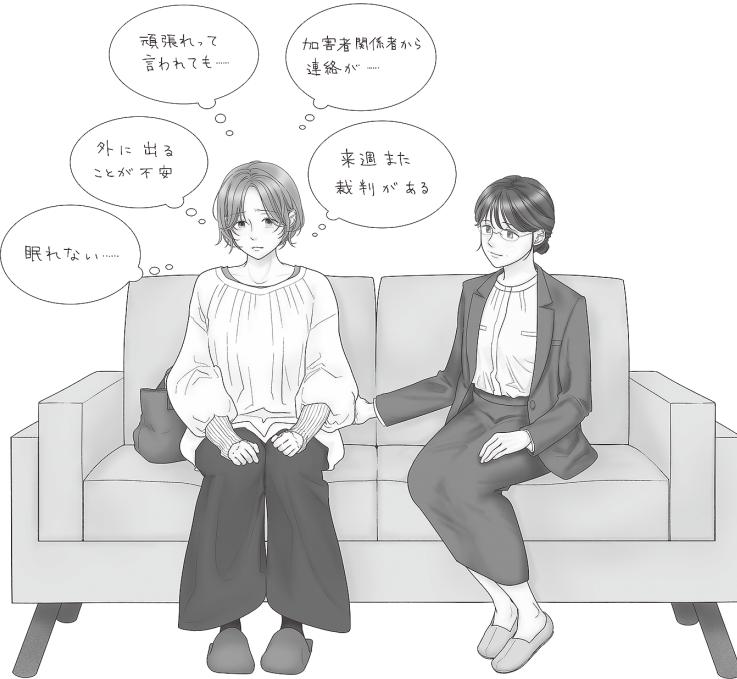


# 犯罪被害者等における人権

武庫川女子大学准教授／社会福祉士・精神保健福祉士 大岡 由佳

「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被つた者及びその家族または遺族を指すとされます。具体的には、凶悪犯（殺人・強盗・強制性交等罪、放火等）、粗暴犯（暴行・傷害等）や、近年では、DV（ドメスティックバイオレンス）や児童虐待を受けた方も、被害者として捉えられるようになっています。犯罪種別により被害者数の増減に違いはあるものの、支援現場では、相談件数は減ることはあります。今まで潜在化してきた性犯罪・性暴力などに至つては相談が増える一方です。

犯罪被害者等になると、その日を境に生活が一転します。司法の問題に加え、生活、住宅、就労・学校、精神的な問題などが、急に押し寄せてきます。こころの準備がないで起こるため、こころのケガ（トラウマ）となりやすいです。被害者からは、「事件が起きると、最初は加害者が悪く言われるが、いつしか風向きが変わり被害者も悪く



言われるので、つらい思いをする」「加害者が守られ、被害者が困る、今の社会はおかしいと思います」といった、悲痛な被害者の声が多数届いています。

2004年に犯罪被害者等基本法が成立しています。近年、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した支援条例も出来、民間団体の支援も活発化しています。ただ、2019年に全市区町村に「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」（警察庁のホームページで検索可能）が設置されました。それらの窓口は市民に広く知られていません。警察に届け出したとしても、事件に関連して給付・支給・賠償等を「受けたことがある」犯罪被害者等は、2割にとどまります（警察庁、2018年）。

犯罪被害者が、被害者参加制度という形で裁判に関与で起きようになつたのはつい最近のことです。今まで、人権を守つてくれるはずの裁判所で犯罪被害者は蚊帳の外に置

かれてきたのです。ようやく、犯罪被害者の人権を守る制度に切り替わりましたが、未だに課題は山積しています。具体的には、加害者から賠償金はほとんど支払われておらず、国から犯罪被害給付金の対象になつたとしても十分な額は支給されません。被害現場が自宅だった場合の住宅転居費や生活費、医療・介護費、育児介護や子どもの学習支援等、様々な生活課題への手当ては整つていません。地方公共団体で条例を作つて見舞金制度等などで対応しようとするところもありますが、額やサービスは限られ、地域格差があります。

二次被害という言葉があります。二次被害とは、「犯罪の結果としての被害に付随してもたらされる追加的苦痛」を指します。周囲の無関心や無知により、犯罪被害者は数えきれない二次被害を受けるといいます。被害者問題は、明日は我が身です。犯罪被害者等の苦悩を想像する力と、腫れ物に触ったかのような関わり方ではない、親身になつたサポートが求められています。

# パラスポーツと共生社会

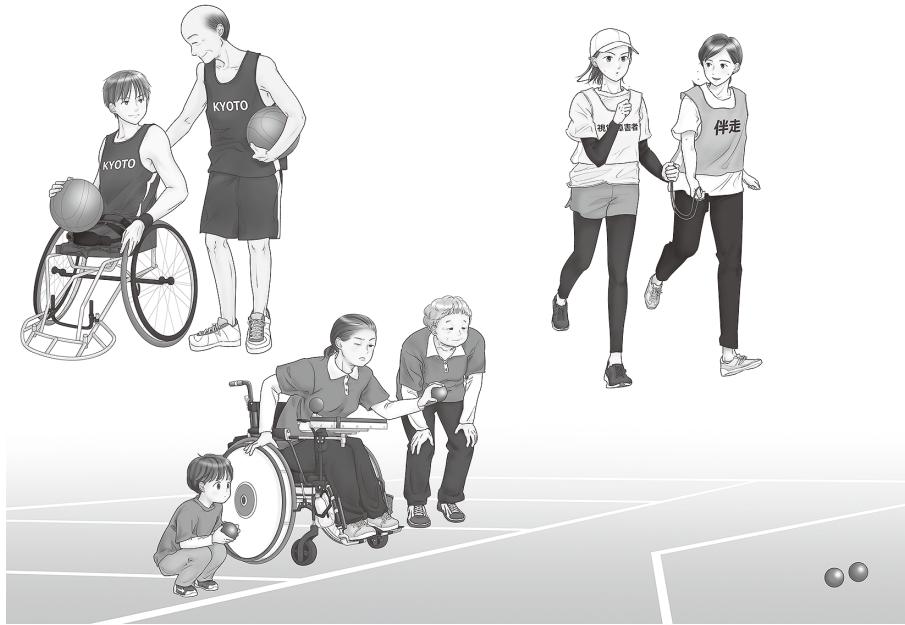
立命館大学産業社会学部教授 金山 千広

2011年に施行されたスポーツ基本法は、スポーツは世界共通の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを明記しています。また障害者のスポーツは、障害の程度や内容に合わせて振興しなければならないことをうたっています。しかし、令和3年のスポーツ庁による調査では成人の週1回以上のスポーツ実施率が56・3%であるのに対し、障害者は31・0%と大きな開きがあります。

近年、障害者スポーツは「パラスポーツ」とも称されます。「パラスポーツ」の語源となったパラリンピックは、英語の同等・平行を意味するパラレルとオリンピックを足した、もう一つのオリンピックと解釈されており、インクルーシブな社会の創出を目指す障害者にとっての最高峰の世界大会として位置づけられています。国内の障害者スポーツの統括団体である「日本パラスポーツ協会」は、多くの人が関わることにより障害者スポーツが障害者だけのスポーツでなくなりつつある現状を受けて、パラスポーツは、①障害者のために考案されたスポーツ、②障害の種類や程度に応じて一般的のスポーツのルールや用具を工夫しているスポーツ、③障害の有無に関わらず共に楽しめるスポーツ」として捉えています。パラスポーツは障害の有無に関わらず、多くの人がスポーツの「場」を共有する機会を創出する機能を持つています。

例えば、「車いすバスケットボール」では、2019年度より全国大会に男女それぞれ1チーム2名までの障害のない人の参加が認められています。また、男子チームに女子が入れば、コート内の選手の持ち点合計からポイントが差し引かれるシステムを導入しています。フロアに座った姿勢で行う「シッティングバレーボール」では、競技者が少ない現状を考慮して、障害のある人と障害のない人の混合チームの参加を認める大会が増えています。パラスポーツに関わる障害のない人が急激に増えたことから、このよう

うな取り組みは共生社会を推進する手段の一つになっています。ただし、海外では、このことにより障害者の参加が阻害された事例も報告されており、パラスポーツの注目度の向上にかかる新たな課題になっています。

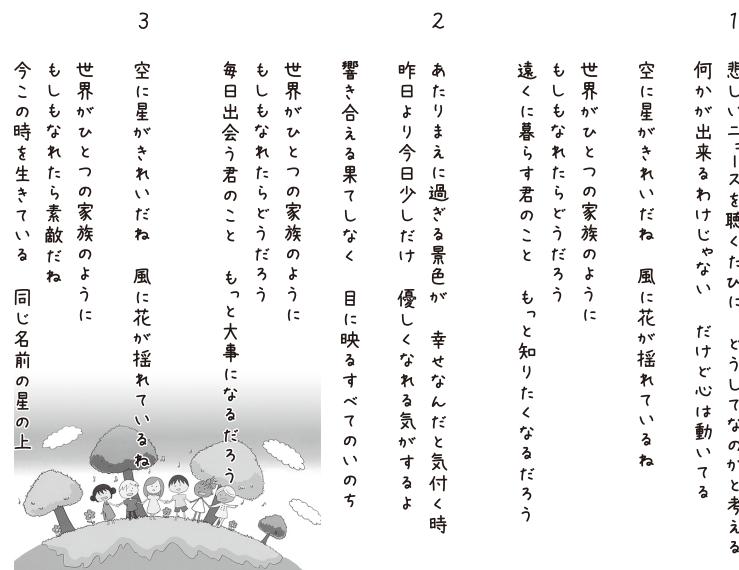


ところで、現在のパラリンピックには、聴覚障害者が参加しておらず、また種目限定期的に知的障害者が参加することはあまり知られていません。パラスポーツは、障害の特徴に伴って、ルールや用具、そして競争性の捉え方が異なります。そのためパラリンピックの種目となっている聴覚障害者や知的障害者のスポーツは注目され難く、さらに「障害者のスポーツ」「パラリンピック」という極端に偏ったイメージが先行してしまうと、重度障害者や精神障害者は既存のスポーツにアクセスし難いのでパラリンピックとの乖離が懸念されます。障害者がスポーツの機会を獲得するには、身近な地域で障害の有無に関わらずルールや用具を工夫したスポーツを行うことが有効です。既存のルールを簡易化したオリジナルな「ボッチャ」等も良い例です。ボランティア等を含め、様々な立場でパラスポーツに関わる経験は、「共生社会」を考える機会になります。

# 世界がひとつのお家様のよう

作詞：鮎川めぐみ

作曲：千住明



世界がひとつのお家様のよう

作詞：鮎川めぐみ  
作曲・編曲：千住明

[INTRO.]  $\text{♩} = 74$

A  $\text{mp}$   
かなしーいニュースーを きくたーびに

B  $\text{mf}$   
どうしーてなのかーと かんがーえる な にかがーできる わけじや な い だけ

C  $\text{mf}$   
どこころはーうごいて るそらに ほ しがー きれーいだねー かぜ

cresc.  
に はながーゆれて い る ね 一 せかいがーひとつの

I.  
かぞくの一 ように もしもなーれたーら ど う だろー とおくにーくらーすー

きみのこーと もっとしーりたーく な る だろー

## 京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

電話相談（お一人20～30分程度） ☎ 075-741-6321

受付／第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

ひとりで悩まず  
相談してね。



みんな大切な  
オンライン  
京都府  
人権啓発キャラクター  
「じんくん」

面接相談 事前予約制（お一人40分）

予約受付は、各受付期間の午前9時から午後5時まで  
受付期間の詳細は京都人権ナビよりご確認ください。

（昼間）午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日／京都府庁 ☎ 075-414-4271

■第4火曜日／各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎ 0774-21-2101 龍岡 ☎ 0771-24-8430

舞鶴 ☎ 0773-62-2500 峰山 ☎ 0772-62-4301

（夜間）午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日／京都駅前法律相談センター ☎ 075-741-6322

※詳しくは、下記の京都人権ナビ・府民だより等で御確認ください。

## 人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。

京都人権ナビはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



### 例えこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



## ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 〈アンケート〉

#### Q1.この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設
- ②市町村の施設
- ③学校
- ④勤務先
- ⑤研修会・講演会
- ⑥京都ヒューマンフェスタ
- ⑦その他(具体的に)

#### Q2.この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった
- ②どちらかといえば深かった
- ③変わらない
- ④わからない

#### Q3.次の人の権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口
- ②人権擁護委員
- ③府の人権特設相談
- ④京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑤市町村の人権相談窓口
- ⑥NPOなど民間団体
- ⑦弁護士・弁護士会
- ⑧その他(具体的に)
- ⑨知らない

#### Q4.この冊子で、読んでよかったです、参考になったものをお教えください。(複数回答可)

- ①水平社宣言から100年
- ②ジェンダー平等について
- ③パワーハラスメント防止対策について
- ④性教育と人権(家庭で伝える性教育)～子どもから信頼されるおとなになるために～
- ⑤感染症に関する差別・偏見をやめよう
- ⑥犯罪被害者等における人権
- ⑦パラスポーツと共生社会
- ⑧人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
- ⑨京都府人権リーガルレスキュー隊
- ⑩人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
- ⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：[jinken@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@pref.kyoto.lg.jp) FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座24について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2023(令和5)年1月発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局：京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail [jinken@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@pref.kyoto.lg.jp)

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター

イラスト 来海ユウ

みんな大切な  
オンリーワン



京都府人権啓発キャラクター  
「じんくん」



### 京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

#### 構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会  
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会  
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会